長時間労働と過少申告の現状

―愛知県豊橋市「働き方改革に向けた勤務実熊等調査」より―

藤川 寛之・髙橋 俊樹・内田 良

1. 本稿の目的

本稿の目的は、小中学校に勤める教職員の長時間労働と、それに並んで問題視されている勤務時間の過少申告について、愛知県豊橋市が実施した調査の基礎集計と簡易な分析の結果(速報値)を、 今後の実証的研究に向けた基礎資料として提示することである。

昨今の学校現場における教職員の長時間労働は深刻な状況が続いており、その早急な対応が望まれている。一方で、「給特法(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)」という法的な根拠に基づき、時間管理もなければ残業代が適正に支払われることもなく、実質的には「働かせ放題」になっていることも同時に問題視されてきた。しかしながら、他方で、そのような状況を改善すべく勤務実態を正確に把握するという取り組みが行われているにも拘わらず、教職員が勤務時間を過少申告している/させられているといったケースもみられる 1)。「どれくらい働いたのか」を最もよく知っている教職員自身が過少申告をしてしまっては、長時間労働の実態を掴むことができず、今後の対応にも影響を及ぼすだろう。したがって、教職員の過少申告の現状を踏まえながら、長時間労働の実態をより詳細に把握していくことが喫緊の課題だといえる。

本稿が用いる愛知県豊橋市が実施した「働き方改革に向けた勤務実態等調査」²⁾では、勤務時間 の過少申告に関する質問がいくつかあり、他の調査に比べても貴重なデータだといえる。とくに、過少申告している者の割合に加えて、どのくらいの時間数を過少申告しているのかを把握できる点において、その基礎集計だけでも意義があるだろう。

以上より本稿は、長時間労働と過少申告の現状に関して「働き方改革に向けた勤務実態等調査」の基礎的な集計結果を参照しつつ、必要に応じて簡易な分析も行い、それらを基礎資料として提示する。また、愛知県豊橋市で実施された調査である以上、その自治体における働き方改革の特徴を押さえておく必要があるため、豊橋市で行われている働き方改革の施策に対する教職員の評価を確認したい。

本稿は以下のように構成される。まず次章では、働き方改革の施策に対する教職員の評価を確認する(2章)。続いて、教職員の長時間労働の現状をいくつかの記述統計量から把握する(3章)。続いて、過少申告の現状を記述統計量やそれに関わる図を用いて概観する(4章)。ただし、これらはあくまでも基礎資料として提示するものであるため、結果の解釈については稿を改めることとする。また、「働き方改革に向けた勤務実態等調査」を以下では「本調査」と表記する。

2. 豊橋市の働き方改革に対する教職員の評価

具体的なデータを見る前に、本章では愛知県豊橋市における働き方改革に対する教職員の評価を確認し、長時間労働と過少申告の現状をめぐる背景を示しておきたい。ただし、ここでいう背景とは、なぜ長時間労働や過少申告が確認したような現状になっているのかというメカニズムではなく、以上の結果がどのような特徴を有した自治体におけるものだったのかという点における情報として理解していただきたい。

表1は「これまでの「働き方改革に関する施策」について、あなたの評価をおたずねします」について13項目尋ねた結果を示している。それによれば、学校段階別でそれほど差がなく、一部を除いてどの項目も約80%の割合で「評価する」と回答している。小学校では「小学校部活動廃止」が最も多く94.4%の教職員が「評価する」と回答し、次点で「自動応答メッセージ機能付き電話の導入」(91.7%)、「通知表の簡素化(所見は3学期のみ記載など)」(91.5%)が並ぶ。中学校では「通知表の簡素化(所見は3学期のみ記載など)」が最も多く94.1%が「評価する」と回答しており、次点で「自動応答メッセージ機能付き電話の導入」(92.3%)、「夏季休業中の学校閉庁日の設定(5日間)」(92.2%)が並んでいる。

したがって、「わからない」という割合が少ないことも勘案すると、豊橋市では働き方改革が驚くほどに教職員から高い評価を得ており、かなりその動きが普及していると思われる。もちろん、「評価しない」と回答した者は一定数存在するが、それらは学校段階が異なるためにそもそも評価できない場合や、普及しているからこそ更なる改革を期待した評価だろう。このような状況が明らかになったことは、豊橋市において進められている働き方改革の今後にとって重要な土台となり、さらに働き方改革を進めている他の自治体にとっても貴重な資料になりうるだろう。

3. 教職員における長時間労働の現状

本章では、愛知県豊橋市における教職員の長時間労働の現状を確認しておく。そのために、まず参照するのは、平日と土日における「勤務時間」「持帰り業務時間」、そして平日の「休憩時間」である。それぞれの項目についての質問内容は表2にまとめたとおりである。

ただし、長時間労働をめぐる現状、すなわち「教職員がどのくらい働いているか」を知るためには、単に「勤務時間」や「持帰り業務時間」を個別に把握するのでは不十分である。たとえば、小学生以下の子どもがいる教職員の場合、家事や育児などをするためにほかの教職員よりも早めに帰宅し、自宅で残った仕事をこなすといった状況が想定されうるからだ。実際、本調査のデータを用いた分析でも、そのような状況が統計的に認められた3。

そこで本稿では、長時間労働の現状を把握するべく、新たな変数として「月間総労働時間」という ものを作成しておく。これは、平日における勤務時間から休憩時間を差し引いたものを 5 倍し、5 日間の持帰り業務時間と土日における勤務時間、土日における持帰り業務時間を足したものを、

表 1	働き方改革をめく	ぐる施策に対	する教職員の評価

	小学	校(n=1,0)22)	中学校(n=627)		
施策内容	評価する	評価 しない	わから ない	評価する	評価 しない	わから ない
校務支援システムの導入	89.5%	8.1%	2.4%	89.6%	8.8%	1.6%
自動応答メッセージ機能付き電話の導入	91.7%	5.0%	3.3%	92.3%	5.9%	1.8%
児童生徒1人1台タブレット端末の導入	70.5%	26.9%	2.6%	64.6%	32.4%	3.0%
小学校部活動廃止	94.4%	5.2%	0.4%	79.3%	16.0%	4.8%
中学校の部活動における朝練の廃止	88.6%	4.0%	7.4%	91.7%	7.2%	1.1%
中学校の部活動時間数の縮小(平日3日活動、 最大90分、土曜日は月2回まで)	83.4%	8.6%	8.0%	84.1%	15.0%	1.0%
基本研修等の見直し(20年目研修の廃止、中 堅研 10回から7回へ削減、初任研を3年間	88.4%	7.4%	4.2%	89.3%	8.1%	2.6%
に割り振り均等化) Web 会議の導入	87.8%	9.2%	3.0%	90.1%	7.8%	2.1%
Web 方式の各種アンケートの導入	88.6%	9.7%	1.8%	89.3%	9.9%	0.8%
通知表の簡素化(所見は3学期のみ記載など)	91.5%	6.0%	2.5%	94.1%	4.6%	1.3%
夏季休業中の学校閉庁日の設定 (5 日間)	89.1%	9.6%	1.3%	92.2%	7.3%	0.5%
特別支援教育支援員の配置	82.0%	11.6%	6.4%	83.1%	11.0%	5.9%
GIGA サポートセンターの設置・ICT 支援員 の配置	77.9%	16.2%	5.9%	78.8%	16.1%	5.1%

月単位(4週あると仮定)に変換したものである。すなわち、そのような変換によって月間で教職員がどれくらい働いたのかを客観的に示す指標を作ることができる。それは次式によって算出される(式1)。

月間総労働時間 = {(勤務時間 - 休憩時間) × 5 日 + (5 日間の) 持帰り業務時間 + (土日の勤務時間 + 土日の持帰り業務時間)} × 4 週」 ・・・(式 1)

表 2 労働時間等の変数一覧

変数名	質問内容等
【平日】勤務時間	「平日に学校に到着するのは何時ごろでしたか。平均的な時刻を 24 時間制でお答えください」と「平日に学校から帰る (学校を出る) のは何時ごろでしたか。平均的な時刻を 24 時間制でお答えください。※午前 1 時の場合には、「25」時と記入してください」から平日 1 日あたりの勤務時間を算出した。ただし、退勤時刻を「8 時」であれば「20 時」と読み替えが可能であるが、そうでない場合(たとえば、出勤時刻を 1 時としているなど)については欠損値としている。
【平日】持帰り業務時間	「平日における持ち帰り仕事の時間は、5日間の合計で約何時間でしたか。」という質問に対する回答をそのまま用いる。時間数は「23時間」まで1時間刻みで尋ね、それ以上については「24時間以上」として回答している。ただし、5日間の合計しか聞けていないため、その点については留意しながらデータを読む必要がある。
【平日】休憩時間	「平日の正式な休憩時間帯に、1日あたり、実際に約何分休めましたか。(正式な休憩時間帯がわからない場合には、定時中に実際に休めた時間数をお答えください。)」という質問に対する回答をそのまま用いる。時間数は「59分」まで1分刻みで尋ね、それ以上については「60分以上」として回答している。
【土日】勤務時間	「土日 2 日間の合計で、約何時間勤務しましたか。※学校内の業務のほか、 部活動の指導や大会への引率等も含めてお答えください。ただし、持ち帰り 仕事は除きます。」という質問に対する回答をそのまま用いる。時間数は「23 時間」まで1時間刻みで尋ね、それ以上については「24時間以上」として 回答している。
【土日】持帰り業務時間	「土日における持ち帰り仕事の時間は、2日間の合計で約何時間でしたか。」 という質問に対する回答をそのまま用いる。時間数は「23時間」まで1時 間刻みで尋ね、それ以上については「24時間以上」として回答している。

平日の「勤務時間」「持帰り業務時間」「休憩時間」、土日の「勤務時間」「持帰り業務時間」、そして「月間総労働時間」の記述統計量を表3にまとめた。ここでは長時間労働の現状を把握したいので、「月間総労働時間」の結果だけを確認しておく。それによれば、小学校と中学校で特に変化はなく、前者では平均228.0時間であり、後者では平均232.0時間となっている。また標準偏差にも違いがない(小学校では28.4、中学校では30.9)ことからも、学校段階で違いがある訳ではない。ただし、日本における1か月あたりの労働時間として適正とされるのが160時間である以上、教職員のおよそ230時間という「月間総労働時間」はその適正基準を大きく上回っている。

では、こうした長時間労働である教職員はどのような特徴を有するのか。表 4 は「教科指導の有無」と「学級担任の有無」が長時間労働に及ぼす影響を表したものである。具体的には、教科指導や学級担任が「ある」グループと「ない」グループで「月間総労働時間」の平均値を比較したものである。ただし、平均値を比較する t 検定ではいずれのグループの間にも統計的な有意差が認められたが、このデータではそもそも正規性が確認できないためウィルコクソンの順位和検定も実施している。その結果を表中の「p値」に示し、いずれも 0.1%水準で統計的な有意差が認められた。

表 3	労働時間等の記述統計量

			小学校			中学校		
		N	M	SD	N	M	SD	
【平日】	勤務時間(分)	1,017	683.6	84.5	625	695.3	92.1	
	持帰り業務時間 (時間)	1,022	1.8	3.1	627	1.9	2.9	
	休憩時間(分)	1,022	3.4	7.6	627	4.3	9.1	
【土目】	勤務時間 (時間)	1,022	1.8	2.9	627	4.0	3.8	
	持帰り業務時間 (時間)	1,022	1.7	2.4	627	1.7	2.7	
「月間総労働時間」		1,017	228.0	28.4	625	232.0	30.9	

表 4 教科指導と学級担任の有無と長時間労働の関係

			N	M	SD	p 値	
小学校	教科指導の有無	あり	762	231.7	27.5	<0.001	
		なし	255	216.9	28.0	p<0.001	
	学級担任の有無	あり	725	233.8	26.0	p<0.001	
		なし	292	213.6	29.0		
中学校	教科指導の有無	あり	538	235.1	29.9	<0.001	
		なし	87	212.8	30.7	p<0.001	
	学級担任の有無	あり	401	237.1	29.2	<0.001	
		なし	224	222.7	31.8	p<0.001	

表 4 を見てみると、いずれの場合にも約 15~20 時間の差が開いていることがわかる。具体的な数字は紙幅の関係上省略するが、この結果を見る限り、教科指導の有無と学級担任の有無は教職員における長時間労働の違いを生じさせていることがわかる。教科指導や学級担任とは、教員歴や性別とは違って、学校という場においては「やらなければならない」仕事として教職員に義務的に課せられるものであり、それがあるかないかによって学校内で長時間労働に差が生じていることは、今後の働き方改革を進めていくうえで把握しておくべき状況だろう。どのような仕事に携わっているかによって、適用すべき改善策が異なるかもしれないからだ。

3. 教職員による過少申告の実態

前章では、長時間労働の現状をめぐって、「月間総労働時間」という新たな変数を作成し、その 実態を記述統計量によって提示するとともに、教科指導と学級担任の有無とそれとの関係について 簡易な分析を行った。続く本章では、教職員による過少申告の実態について確認しておきたい。前 章での結果を踏まえれば、相当な割合の教職員が長時間労働であり、なかでも教科指導や学級担任 を受け持っている者はさらに長く働いている傾向にある。本章でみていくとおり、そうした状況に おいて労働時間を過少申告する教職員が実際には存在する。

表 5 は、「10 月の実際の勤務時間数(土日の学校での業務を含む、ただし持ち帰り仕事は含まない)を管理職にそのとおりに報告しますか」と尋ねた結果を示している。選択肢としては「はい」「いいえ、実際よりも少なく報告します」「いいえ、実際よりも多く報告します」「システム上で自動に報告されている」「わからない」の 5 件であり、このうち「いいえ、実際よりも多く報告します」と回答した者は 1 名だったため、「わからない」と回答した者と一緒に「その他・わからない」に含めている。

結果を見る限り、過少申告している者は学校段階にかかわらず全体の2割も存在していることがわかる。最も多いのが正しく報告すると回答した約6割の教職員であり、過少申告する者は次点で多い結果となった。

	小学校		中学	校
	N	%	N	%
はい(正しく報告する)	581	56.8	367	58.5
いいえ、実際よりも多く報告します(過少申告)	206	20.2	114	18.2
システム上で自動に報告されている	185	18.1	97	15.5
その他・わからない	50	4.9	49	7.8
合計	1,022	100.0	627	100.0

表 5 過少申告する者の割合

では、過少申告する者はどのくらいの時間数を過少申告しているのか、表 6 と図 1 はその全体像を示したものである。

まず、表 6 は単純な時間数の記述統計量であり、これによれば全体では約 10~15 時間の過少申告をしており、それは小学校よりも中学校の方が多い傾向にある。

表 6 過少申告時間の記述統計量

	N M		SD	
小学校	205	12.0	14.9	
中学校	113	14.5	15.7	

また、小学校よりも中学校の方がちらばりの度合いが高く、過少申告時間も多い傾向にある。これは、図1の箱ひげ図でも確認できよう。図1をみると、その全体的な分布を確認することができる。ただし、図中の箱には収まりきらない外れ値をみてみると、いずれも50時間や60時間以上の者が存在しており、かなりの時間数を過少申告している者はいずれの学校段階にもいることがわかる。今後は、このような外れ値に該当する者がどういった教職員なのかを詳細に検討していくことも必要になると考えられる。

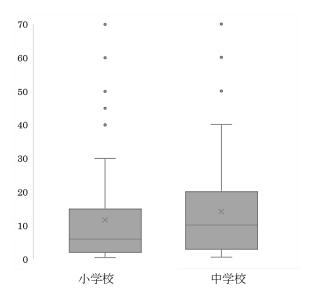


図1 過少申告時間の分布(箱ひげ図)

5. おわりに

以上でみてきた長時間労働と過少申告をめぐる調査結果は、教職員の働き方が依然として改善の途上にあることを突き付けるが、それは同時に「近い将来には変わっているだろう」という期待を抱かせるものでもあった。それは単に働き方改革に対する教職員の評価が比較的好意的であったからだけではない。とくに注目すべきは、多くの教職員が長時間労働な状況に置かれているにもかかわらず、それを「正しく報告する」と回答した者も同時に多く存在した点である。そのことは、豊橋市において公的な労働時間管理でも教職員の長時間労働の現状をある程度正しく把握できるような状況を有していることを意味すると考えられる。今後は、過少申告を減らし適切に労働時間を把握することによって、さらに具体的かつ効果的な働き方改革の施策を組み立てていくことが可能になると思われる。

一方で、以上の資料から今後の実証的研究に期待されることとして、過少申告という現象が教職員の長時間労働といかに関係するのかを検討していくことが挙げられよう。それは、過少申告が長時間労働を不可視化させるからだけでなく、その行為の背景にあると思われる集団的な力学が長時間労働と密接に関連していると考えられるからだ。今後の実証的研究の発展を期待したい。

[注]

- 1) たとえば、愛知県内の公立小学校に勤める 50 代の男性教諭は、2021 年 4 月の時間外勤務の合計が 130 時間であったが、管理職である教頭は 52 時間を差し引いた 78 時間分で所管の教育委員会に勤務時間を提出されていた(『朝日新聞』 2022 年 11 月 2 日朝刊)。
- 2) 調査概要は以下の通りである。調査は豊橋市教育委員会が 2022 年 10 月 31 日~から 1 月 7 日に

長時間労働と過少申告の現状

かけて実施したものである。 調査対象は市内の公立小中学校にフルタイムで勤務する教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、再任用フル教諭、常勤講師であり、その数は小学校が計 52 校の 1086 名,中学校が計 22 校の 659 名である。回収率は小学校が 1022 名 (94.1%)、中学校が 627 名 (95.1%) であった。

3)表7は、小学生以下の子どもの有無と平日の持帰り業務時間の関係について、表3の分析と同様に平均値の差を示しているが、データに正規性が認められないために検定としてはウィルコクソンの順位和検定も行っている。図中の「p値」はその結果を表している。子どもの有無については、「あなたには小学校6年生までのお子さんがいますか」という質問に対して「いる」「いない」の2件で尋ねた項目を用いる。この結果から小学生以下の子どもがいる教職員は持帰り業務時間が長くなる傾向が読み取れる。

表 7 子どもの有無と平日の持帰り業務時間の関係

			N	M	SD	p 値
小学校	小学生以下の子どもの有無	いる	254	2.94	4.21	p<0.001
		いない	768	1.44	2.45	
中学校	小学生以下の子どもの有無	いる	176	2.75	3.78	<0.001
		いない	451	1.51	2.46	p<0.001